

## ○茨城県立医療大学付属病院研修士規程

### (目的)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学付属病院（以下「付属病院」という。）に理学療法士、作業療法士を茨城県立医療大学付属病院研修士（以下「研修士」という。）として配置し、同大学の指導者の指導下において、臨床を通じ、リハビリテーションに関する幅広い知識と医療技術を修得させることを目的とする。

### (研修士の身分)

第2条 研修士の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

### (研修士の資格)

第3条 研修士になることのできる者は、理学療法士免許、作業療法士免許を有し、学士の学位を有する者及びそれに準ずる者とする。

### (研修の期間)

第4条 研修士の研修期間は最長5年とし、1年ごとに更新することとする。

### (研修の内容)

第5条 研修士は、カリキュラムに従い、指定された指導者の指導の下に、次に掲げる研修を行う。

- (1) リハビリテーションに関する必要な知識・技術の研究
- (2) 付属病院内の症例検討会等への参加及び発表
- (3) 付属病院外の学会等への参加及び発表
- (4) 入院、外来患者の機能回復のための理学療法、作業療法の修得

### (研修士の取り扱い等)

第6条 研修士の身分、任用及び報酬等については、非常勤嘱託員等取扱要領（昭和52年5月18日制定）を適用する。

### (その他必要な事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、付属病院長が別に定める。

### 付 則

この規程は、平成21年2月2日から施行する。